

第1回 障害者計画等策定委員会 次第

と き 平成26年6月6日(金)午後2時～

ところ 砥部町役場 2階 大会議室

1. 委員委嘱状交付
2. あいさつ
3. 委員自己紹介
4. 会長・副会長の選出について
5. 会長・副会長あいさつ
6. 議 題
 - (1) 砥部町障害者計画及び第4期障害者福祉計画策定の概要について
 - (2) 障害福祉アンケート調査票について
 - (3) その他

砥部町障害者計画等策定委員会名簿

会議委員

番号	区 分	氏名(敬省略)	所属・役職等
1	学識経験者	相原 末広	社会福祉法人南風会理事長
2	障害福祉関係者	沼田 正紀	精神障害者地域家族会(みなみ会)会長
3		中村 昭三	とべ・ひびき会 会長
4		野村 りえ	手をつなぐ育成会 会長
5		松本 美代子	身体障害者相談員
6		三谷 吏代	社会福祉協議会 在宅福祉課係長
7		公募委員	二宮 佳紀
8	行政機関	篠原 万喜枝	保険健康課 専門員兼健康増進係長
9		住田 江里子	保険健康課 主任保健師
10		大西 和江	地域包括支援センター 社会福祉士

事務局

介護福祉課	重松 邦和	課長
	西岡 浩二	課長補佐
	楠 耕一	障がい福祉係長

砥部町障害者計画・第4期障害福祉計画策定の概要について

1. 砥部町障害者計画

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、砥部町における障がい者の状況等を踏まえ、砥部町における障害者のための施策に関する基本的な計画です。

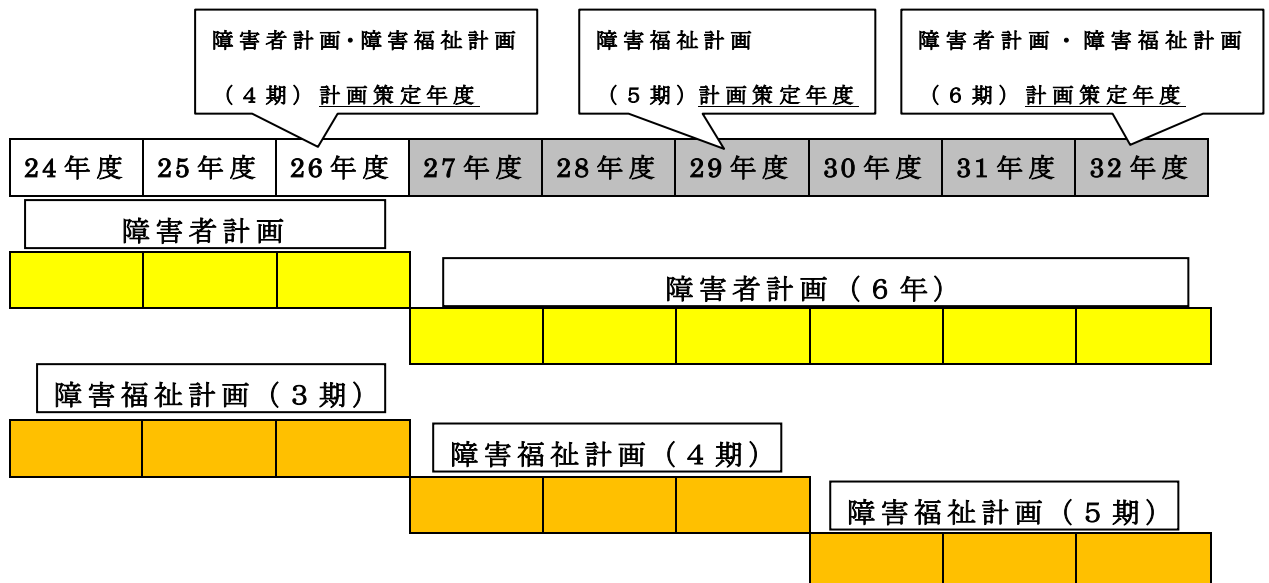
(参考) 計画の根拠法令条文

2. 砥部町障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の規定に基づき、障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して砥部町が定める計画です。

(参考) 計画の根拠法令条文

3. 計画の期間



4. 障がい者状況

別紙1のとおり

5. 計画策定のスケジュール

別紙2のとおり

(参考) 計画の根拠法令条文

「障害者基本計画」の根拠法令：障害者基本法第11条第3項

(障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

「障害福祉計画」の根拠法令：障害者総合支援法第88条

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会(以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。)を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

9 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

10 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項(市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

〈平成26年度 砥部町障がい者状況〉

別紙 1

(1) 身体障がい者状況

■ 身体障害者手帳所持者数

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
18歳未満	8	3	0	0	0	0	11
18歳以上	284	148	140	203	38	34	847
計	292	151	140	203	38	34	858

(2) 知的障がい者状況

■ 療育手帳所持者数

区分	A	B	計
18歳未満	12	25	37
18歳以上	34	48	82
計	46	73	119

(3) 精神障がい者状況

■ 精神障がい者福祉手帳所持者数

区分	1級	2級	3級	計
18歳未満	0	2	0	2
18歳以上	14	66	8	88
計	14	68	8	90

砥部町障害者計画及び第4期障害者福祉計画<策定スケジュール>

別紙 2

		5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月				
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		
アンケート調査の実施	調査票作成	←→																																		
	調査票類の印刷			←→																																
	調査票の発送準備(封入等)				←→																															
調査実施	調査票発送				●																															
	調査実施				←→																															
	調査票回収					←→																														
	県発送							●																												
調査結果集計・報告書作成	調査票整理							←→																												
	データ入力							←→																												
	集計							←→																												
	報告書作成							←→																												
現状分析	統計データ整理							←→																												
	必要データ収集 データ整理							←→				←→																								
障害福祉サービスの事業量推計	必要データ収集							←→																												
	事業量推計								←→																											
計画書作成	計画骨子(目次案等)作成													←→																						
	計画素案作成													←→																						
	計画素案修正														←→																					
	印刷・製本																													←→						
パブリックコメント実施																												←→								
策定委員会(予定)				●			第1回						●			第2回										●			第3回				●			第4回

砥部町障害者計画等策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の増加及び高齢化をはじめ、障害の重度化・重複化や介護者の高齢化が進み、障害者施策の一層の充実が求められているなか、障害者が地域で安心して暮らせる自立と共生の社会を実現するための砥部町障害者計画及び砥部町障害福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定するため、砥部町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 委員会は、地域の実情を反映した障害者計画等が総合的かつ体系的に策定されるよう調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者福祉団体の役員又は職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長1人及び副会長1人を置き、それぞれの委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の解散等)

第5条 委員会は、委員会の役目を終えたときに解散し、同時に委員はその職を失う。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、介護福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成20年12月15日告示第115号）

この告示は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成23年3月日告示28号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。